

---

# 「震源を特定せず策定する地震動」に係る 基準類改正に伴う申請・文書提出予定について

2021年3月10日  
原子力エネルギー協議会

# 申請・文書提出予定

設置変更許可の申請予定、および「申請が不要であることを説明する文書」の提出予定を以下に示す。  
(現時点での予定であり、変更する場合がある。)

サイト名	申請／申請不要報告	手続き時期（改正後基準施行後）		
		▽基準類改正 3か月	▽文書提出期限	申請期限▽ 9か月
A	申請不要報告	▽報告		
B	申請不要報告	▽報告		
C	申請不要報告	▽報告		
D	申請不要報告	▽報告		
E	申請不要報告	▽報告		
F	申請不要報告	▽報告		
G	申請不要報告	▽報告		
H	申請	▽申請		
I	申請		▽申請	
J	申請	▽申請		
K	申請			▽申請
L	申請		▽申請（検討中）	
M	申請		▽申請（検討中）	
N	申請			▽申請（検討中）
O	申請			▽申請（検討中）
P	申請			▽申請（検討中）
Q	申請			▽申請（検討中）
R	申請			▽申請（検討中）

手続きに関して、以下の事項を確認・調整させていただきたい。

No.	確認・調整事項
1	基準改正後、設置変更許可を速やかに申請するサイトについては、申請不要報告を行ったサイトの審査と並行した速やかな審査をしていただきたい。
2	許可済みで申請不要報告を行ったサイトについて、もし審査が長引いた後に「申請要」とのご判断となった場合、9か月以内の申請が時間的に厳しくなる可能性があるため、その場合は、9か月を超えても、審査が長引いた程度の期間を、申請を行うまでの猶予として設定いただけるようご配慮いただきたい。
3	ガイド改正後に発出される通知文において、未許可であるが基準地震動が概ね審査済のサイトも「申請が不要であることを説明する文書」の提出が可能であることを明示していただきたい。
4	未許可（審査中）のサイトにおいて補正申請を行う場合、その補正の範囲は標準応答スペクトルによる評価に係る部分のみとすることが可能であることを、ガイド改正後に発出される通知文で明示していただきたい。
5	未許可（審査中）のサイトのうち、現在の改正前の基準による審査に今後とも一定の時間を要するサイトにおいても、「改正前の基準により新規基準適合性審査に係る許可を受けた後に別の設置変更許可申請を行うことにより改正後の基準に適合することを示してもよい」のか、確認させていただきたい。
6	現在進行中の他の審査案件について、本件（標準応答スペクトルによる評価）審査の影響を受けて滞ることのないようご配慮いただきたい。